機密保持に関する誓約書

 　　　　 　　令和元年　月　日

自動車安全運転センター

 　　 　　総　務　部　長 殿

 　　　　 住　　所

 　　　　 会社名

 　　　　 責任者名 　　　　 印

当社は、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が行う「証明書発行システムの更改に係る調達仕様書（案）」に基づく総合評価一般競争入札による調達に係る意見招請（以下「本件意見招請」という。）への参加にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１　本誓約における機密情報とは、センターが本件意見招請に関連して開示する全ての情報（紙資料、電子情報、電子メール、ＦＡＸ、口頭による連絡・説明等の形態を問わない。）とする。ただし、開示の時点で既に公知のもの及びセンターが公表することを承諾した情報については除く。

２　当社は、センターから開示された機密情報を本件意見招請の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。

３　当社は、センターから開示された機密情報を本件意見招請のために知る必要のある最小限の自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。

４　当社は、センターから開示された機密情報を善良なる管理者としての注意をもって管理し、漏えい、滅失、き損等の事故防止の為に必要かつ適切な安全管理措置をとるものとする。

５　当社は、センターから開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとする。ただし、本件意見招請に当たって第三者（以下、「再開示先」という。）に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合には、センターの事前承諾を得た上で、当該再開示先に開示するものとする。

６　当社は、前項ただし書きにより、機密情報を開示する再開示先に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせ、センターに提示するものとする。

７　当社は、本件意見招請に当たって機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

８　当社又は再開示先が、本誓約のいずれかの事項に違反した場合、又は漏えい等の事故によりセンターに損害を与えた場合には、当社は、センターが被った損害の賠償をするものとする。

９　当社は、本件意見招請に関する情報が、当社が作成した文書等に化体された場合であっても当該情報は、なおセンターに帰属するものとすることに同意する。

10　当社は、本件意見招請の終了後又はセンターからの指示のあった場合、直ちに当社の責任において機密情報を消去又は破棄し、その旨の証明書をセンターに提出するか、又は、センターの指示に従い機密情報をセンターに返却するものとする。

11　本誓約書の義務は、本件意見招請の終了後３年間存続することについて、同意する。

12　当社は、本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義が生じたときは、誠意をもってセンターと協議し、これを解決するものとする。

以上